

青森東部第9区いきいきまちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、青森東部第9区いきいきまちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、茶屋町町会、茶屋町第二町会、茶屋町東部町会、港町町会、相馬町町会、栄町町会の地域とする。

(目的)

第3条 本会は、地域住民・団体の参画と相互の交流・連携・協働により、地域力を最大限に発揮できる豊かで活力ある住みよい地域づくりを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の課題解決に向けた事業に関すること
- (2) 地域資源の利活用に関すること
- (3) その他本会の目的を達するために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、第2条に掲げる区域内にある町会の長、町会民生委員・児童委員及び町会推薦者（各町会1名）並びに同区域内にある各種活動団体（以下単に「各種活動団体」という。）とする。

2 前項に掲げるほか、総会において準会員とすることができる。

(事務所)

第6条 本会の事務所は、会長の自宅に置く。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 6名から8名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において、会員の中から互選により選任する。

3 監事は理事を兼ねることはできない。

(事務局)

第8条 本会は、事務局に次号に掲げる担当を置く。

- (1) 庶務担当 1名
- (2) 会計担当 1名
- (3) 企画担当 1名

2 前項の事務を管理するため、事務局長を置く。

なお、事務局長は、前項各号に掲げる担当を兼ねることができる。

(役員等の任務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。
- 3 理事は、会務及び事業の執行に当たる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
なお、本会の会計について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
- 5 庶務担当は、文書の収受、発送、記録等会務の処理に当たる。
- 6 会計担当は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 7 企画担当は、本会の事業実施計画の作成、事業運営及び広報活動を担う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の開催)

第12条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げるときに、会長が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、会員に通知しなければならない。
- 4 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(会議の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席することができる。ただし、議決権を有しない。

(議長)

第14条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の権能)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 地域計画の策定、改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 役員の選任に関する事項
- (5) 会則の改正に関する事項
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第16条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第17条 総会における議事は、本会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の会議概要)

第18条 総会の会議については、次の事項を記載した概要書を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
- (2) 参加者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の審議の経過の概要及びその結果

(理事会の権能)

第19条 理事会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の定足数等)

第20条 理事会には、第16条及び17条の規定を準用する。この場合において「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(部会)

第21条 本会に事業運営及び広報活動を円滑に行うため、必要な部会を置く。

(会計)

第22条 本会の運営に関する経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(解散)

第24条 本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第25条 本会が解散するときに有する残余財産の処分方法は、総会において会員の4分の3以上の議決を得て決定する。

(会計監査)

第26条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(規則等)

第27条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和2年1月28日から施行する。

(役員の任期)

- 2 令和2年1月28日開催の総会において選任された役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、令和2年1月28日から令和3年3月31日までとする。

(会計年度)

- 3 令和元年度の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、令和2年1月28日から令和2年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和6年7月10日から施行する。